

2023年5月31日

被保険者各位

石原産業健康保険組合

「健康保険（被保険者／被扶養者）届」様式変更の件

6月1日以降に健康保険の被扶養家族増減が発生する場合は新様式にてご提出下さい。

扶養家族が増える場合は、個人番号（マイナンバー）の記載及び個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（コピー）の添付をお願いします。

*扶養家族が減る場合は個人番号のコピーは必要ありません。

○申請は原則事実発生日より5日以内に提出願います。

○新様式は「健保ホームページ（申請用紙）」に掲載しております。

（旧様式での受付は出来ませんのでご留意下さい。）

以上